

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】

3

◇ 告 示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

5

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】

6

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定（6件）【上下水道局水道部浄水課】

8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症対策の体制を強化するため、保健福祉局に新型コロナウイルス感染症医療政策部及び新型コロナウイルス感染症医療対策部を新設することにしました。

この規則は、令和2年8月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 9 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条保健福祉局保健衛生部保健衛生課の項中「感染症予防係」を削り、同条保健福祉局保健衛生部の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症医療政策部

感染症医療政策課

感染症予防係

新型コロナウイルス感染症医療対策部

感染症医療対策課

感染症医療対策係

第 3 条保健福祉局保健衛生部保健衛生課感染症予防係の項を削り、同条保健福祉局保健衛生部保健予防課予防係の項第 3 号中「感染症」の次に「（新型コロナウイルス感染症を除く。）」を加え、同項第 5 号中「感染症患者」の次に「（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）」を加え、同条保健福祉局保健衛生部保健予防課検査係の項第 1 号中「感染症」の次に「（新型コロナウイルス感染症を除く。）」を加え、同条保健福祉局保健衛生部の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症医療政策部

感染症医療政策課

感染症予防係

- （ 1 ） 部、課の庶務に関すること。
- （ 2 ） 感染症の予防及び医療の総括に関すること。
- （ 3 ） 予防接種の総括に関すること。
- （ 4 ） 局における健康危機管理の総括に関すること。
- （ 5 ） 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。

新型コロナウイルス感染症医療対策部

感染症医療対策課

感染症医療対策係

- （ 1 ） 部、課の庶務に関すること。
- （ 2 ） 新型コロナウイルス感染症の予防及び医療に関すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症患者の移送に関すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の検査に関すること。

第10条中「西部生活衛生課」の次に「並びに新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

	東部生活衛生課	東部生活衛生課長
--	---------	----------

」を

「

	東部生活衛生課	東部生活衛生課長
新型コロナウイルス感染症医療政策部	感染症医療政策課	感染症医療政策課長
新型コロナウイルス感染症医療対策部	感染症医療対策課	感染症医療対策課長

」に

改める。

北九州市告示第 3 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 7 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

藤松校区自治連合会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	井上三千一	北九州市門司区上藤松三丁目 4 番 1 8 号
変更後	中村泰敏	北九州市門司区上藤松一丁目 6 番 5 号

3 変更年月日

令和 2 年 5 月 2 6 日

北九州市公告第529号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年7月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール八幡東

北九州市八幡東区東田三丁目2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 長島 巖

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 池谷幹男

(2) 変更後

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 長島 巖

4 変更の年月日

令和2年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年7月20日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 1 月 30 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 1 月 30 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局公告第101号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量
井手浦浄水場他10施設電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部浄水課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野二丁目8番1号
- 5 落札金額
7,771万671円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第102号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月30日

北九州市上下水道局長 中西 満 信

- 1 特定役務の名称及び数量
穴生浄水場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部浄水課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野二丁目8番1号
- 5 落札金額
9,673万6,486円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第103号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量
本城浄水場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部浄水課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野二丁目8番1号
- 5 落札金額
1億3,312万2,511円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第104号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量
伊佐座取水場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部浄水課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野二丁目8番1号
- 5 落札金額
8,644万1,070円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第105号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量
垂水取水場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部浄水課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野二丁目8番1号
- 5 落札金額
5,837万3,454円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第106号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量
堀越ポンプ場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部浄水課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野二丁目8番1号
- 5 落札金額
2,696万3,087円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月21日
- 8 落札方式
最低価格による。